

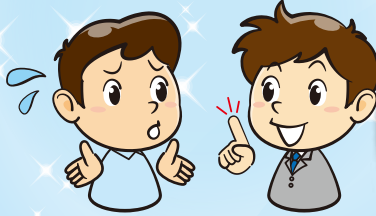
外国人採用を考えている人に!
効率的な面接方法を
アドバイス

日本人採用とは違う
独自の
面接方法を教えます

人材不足に お悩みの会社様へ



採用したけど、
すぐ辞めたり、金銭面で
うまくいかないとき!



国家資格者が
対応するから
他より安心



外国人社員が
現地にいるから
情報満載

外国人採用の
メリット・
デメリットは?



「特定技能外国人」を受け入れませんか

登録支援機関(注)として国家資格者が対応いたします。

法務省出入国在留管理庁 登録番号19登-001426

大阪ヤンゴン会計事務所が11年間お客様から選ばれ続けている理由

国家資格者が対応します(全国社会保険労務士会連合会 登録第7070139号)

他、社労士1名、税理士1名が在籍している国家資格者集団のため安心です。

事務所名のとおりヤンゴンに事務所と社員を置き、
ミャンマー人社員を自社で雇用しています。

他社と違い、ミャンマーとベトナムに特化して外国人材を雇用しているため、両国事情に詳しいです。

ミャンマー人社員がおり、英語で日常会話ができる社員が複数常駐しています。

他社と違い、通訳者が介在しないため、外国人との意思疎通が直接可能です。

法務省から下記認定を受けた非営利法人組織を併設しています。

外国人に関する手続と生活支援がメインの非営利法人ですので、営利会社より安心です。
「特定技能外国人管理団体 登録支援機関 協同組合ろーむ」
(法務省出入国在留管理庁 登録番号19登-001426)



「特定技能外国人」とは



2018年の臨時国会で在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日から人手不足が深刻な産業分野において「特定技能外国人」労働者の受け入れが可能となりました。

この在留資格「特定技能」に係る制度とは、下記分野に限り、一定の人数だけ、一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人を受け入れていく新制度です。

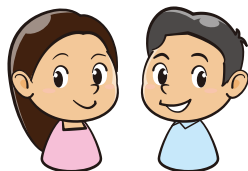
特定産業 14分野

- ①介護
- ②ビルクリーニング
- ③素形材産業
- ④産業機械製造業
- ⑤電気・電子情報関連産業
- ⑥建設
- ⑦造船・舶用工業
- ⑧自動車整備
- ⑨航空
- ⑩宿泊
- ⑪農業
- ⑫漁業
- ⑬飲食料品製造業
- ⑭外食業

【受入可能人数】2019年4月1日から5年間で最大345,150人

よくある質問

1 受け入れできる人数は何人までですか？



今のところ人数制限はありません
(職種には制限があります)

2 雇用期間終了後、母国に帰国しなければなりませんか？

実習生と違い母国への帰国義務はありません



(要件を満たせば延長が可能です)

3 今までの技能実習生とどう違うのですか？

実習生は労働者ではなく、あくまで研修生という立場です。「特定技能外国人」は、労働者という立場です。



今すぐ外国人を採用したい 採用までの流れ

STEP 1

受け入れる国の文化・習慣理解

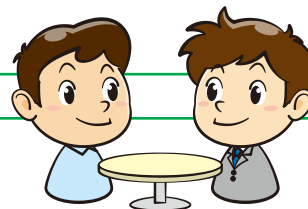
どのように文化・習慣が違うか？ メリット・デメリットを知り自社に合っているか事前チェック。



STEP 2

面接対策

定着しやすい人材を、効率よく探す方法をアドバイスいたします。



STEP 3

面接実施

STEP 4

定着ポイントは「採用3割、運用7割」

はじめて外国人と働く場合、定着するまで最低3年はかかります。定着するためのポイントをアドバイスいたします。



OSAKA HCM
The Power of Globalism

大阪ヤンゴン会計事務所

ミャンマー政府登録番号第123818776号

本店 〒531-0072 大阪市北区豊崎 3-20-9-705 三栄ビル

✉ info@ohsr.jp ☎ 090-6419-4864

大阪ヤンゴン会計事務所 検索
https://ohsr.jp/